2　前項の報告書には、土壌汚染状況調査の対象地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付しなければならない。

（特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準）

第二十六条　（略）

一～三　（略）

四　特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。

五　（略）

（法第四条第一項の届出に係る土地における土壌汚染状況調査の命令）

第二十七条　法第四条第三項の命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一　（略）

二　法第四条第三項の命令に係る報告を行うべき期限

（法第四条第三項の命令に係る報告）

第二十七条の二　法第四条第三項の命令に係る報告は、次に掲げる事項を記載した様式第七による報告書を提出して行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　法第四条第三項の命令を受けた年月日

三　土壌汚染状況調査を行った場所

四　土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び当該深さの位置の土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

五　土壌汚染状況調査の対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

六　土壌その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壌汚染状況調査の結果に関する事項

七　土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称

八　土壌汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号

2　前項の報告書には、土壌汚染状況調査の対象地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付しなければならない。

（特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準）

第二十六条　（略）

一～三　（略）

四　特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設（特定有害物質を含む液体の地下への浸透の防止のための措置として環境大臣が定めるものが講じられている施設を除く。）に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。

五　（略）

（特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地に係る土壌汚染状況調査の命令）

第二十七条　法第四条第三項に規定する命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一　（略）

二　法第四条第三項の規定による報告を行うべき期限

（新規）